

第124号議案

温泉法施行条例の一部を改正する条例

温泉法施行条例（平成12年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第3条第1項中「掲げる許可」の次に「、承認」を加え、「第4号」を「第7号」に改め、同項第4号中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 法第16条第1項又は第17条第1項の規定による温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認 申請1件につき7,400円

第3条第1項第2号中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 法第11条第2項において読み替えて準用する法第6条第1項又は第7条第1項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認 申請1件につき7,400円

第3条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第6条第1項又は第7条第1項の規定による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認 申請1件につき7,400円

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。